

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社再建において債権者から金融支援を受ける手段の一つに、リスケジュール（リスケ）がある。
リスケとは、元本の年間弁済額を減額したり、弁済の据置期間を設けたりすることで、債務返済期間を繰り延べることである。通常リスケが行われる際には、金利の減免と合わせて債権者と条件の交渉が行われることが多い。
- ② 劣後ローンは、一般に長期返済となっており、また、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定が認められているなど、資本的性質があると認められると考えられる。
このように、償還条件や金利等の借入条件が資本に準じた借入金は、当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うことになる。
- ③ 要注意先とは、金利減免、棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者のことをいう。
- ④ 申立費用などの直接倒産費用および法的整理の長引きによる資産劣化などの間接倒産費用を回避することは、私的整理のメリットである。したがって、再生ならば一般的に法的整理よりも私的再生のほうが望ましいとされるが、債権放棄や金利減免や返済猶予といった債務リストラ措置を講じて企業の過剰債務を解消させねばならず、これは必ずしも容易ではない。
- ⑤ 金利減免は、経営難に陥った企業等の債務者に対する貸付金の金利を、契約よりも軽減し又は伸長することである。減免を受けられる対象債務者は、通常、再建見込みのある会社に限られ、減免幅は金融庁の基準に従って決定される。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（特定調停法）による手続開始の条件として定められる特定債務者とは、支払不能に陥るおそれのあるもの若しくは事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの又は債務超過に陥るおそれのある法人をいう。
- ② 特定調停法では、債権者会議を開く必要がなく、特定調停を行う調停委員会を組織する民事調停委員として、事案の性質に応じて専門的な知識経験を有する者が調停委員となり、これに裁判官が加わった調停委員会が調停を斡旋する。そのため公平な立場で判断する第三者が存在し、またスピーディーに手続を実施することができる。
- ③ 特定調停法に基づく手続により達した当事者間の合意の効力は、当事者間のみならず第三者にも及ぶことが同法の特徴である。
- ④ 特定調停法においては、会社更生法や民事再生法とは異なり経営支配権に関する規定がない。そのため特定調停法は現経営陣が継続して経営にあたることを前提としていると考えることができる。
- ⑤ 民事再生法の特徴としては、会社更生法と比較して再生手続開始後も手続拘束される関係者の範囲が限定されていることがあげられる。そのためメインバンクなど大口かつ特定少数の債権者との交渉が再建のキーポイントになる場合などにおいては、迅速な手続が可能となるスキームといえる。また現経営陣が引き続き経営に当たることが前提となっている点も特徴といえる。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 民事再生法には、簡易再生手続の規定を設けることで手続の迅速化が図られている。簡易再生手続は、届出総債権のうち裁判所が評価した額の5分の3以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により再生計画案について同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ないことについて同意している場合、ただちに再生計画案決議のための債権者集会の招集決定が可能となる。
- ② 民事再生手続下における再生手続開始前の債権には、大きく分けて共益債権、一般優先債権、再生債権がある。一般優先債権とは一般の先取特権その他一般の優先権がある債権のうち共益債権以外を指し、手続開始決定前の雇用関係に基づく労働債権はこれに該当する。一般優先債権は、再生手続に関係なく弁済を受けることができる。
- ③ 民事再生法において別除権とは、担保権の実行を再生手続外で行い、債務者所有の担保権の目的財産から優先的に弁済を受けることのできる地位のことである。ただし、担保権の実行によっても弁済の受けられない不足額については、担保権行使の代償として債権残額が切り捨てられることとなるため、留意が必要である。
- ④ 民事再生手続の終結は、監督委員または管財人が選任されていない場合は、再生計画認可の決定が確定したときに裁判所が終結の決定を行う。監督委員が選任されている場合は、再生計画が遂行されたとき又は再生計画認可の決定が確定した後3年を経過したときに、申立てまたは裁判所の職権で終結の決定を行う。管財人が選任されている場合は、再生計画が遂行されたとき又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったとき、申立て又は裁判所の職権で、終結の決定がなされる。
- ⑤ 会社更生法の場合、担保権について別除権がなく、原則的に更生手続に従うことになる。そのため、債権者の権利関係が複雑に絡み合っている場合に利用しやすく、大規模な再建を行わないと再生計画が構築できない場合に向いているといえる。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社更生手続は、多数の関係者の利害を調整するため、その手続は、民事再生法と比較して厳格かつ複雑である。そのため時間と費用が多くかかる点は考慮しなければいけない。
- ② 会社更生法下において更生手続開始前の債権は大きく共益債権、更生債権、更生担保権に分けられるが、弁済の優先順位は更生担保権、更生債権、共益債権の順である。
- ③ 更生計画案の決議要件としては、民事再生法下の再生債権の場合は議決権者数(人数)と議決権額(金額)の要件の両方を満たさなければいけないのに対し、会社更生法下の各種債権については、更生債権・更生担保権いずれも金額要件のみであり、人数要件は存在しない。また民事再生法とは異なり、会社更生法では債務超過でなければ各種株主も議決権を有する。ただし会社更生法が適用される会社は通常債務超過のため、株主が議決権を有するケースは少ない。
- ④ 更生手続が廃止される場合とは、決議に付するに足りる更生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったときや更生計画案が否決されるなど更生が困難なとき、更生手続開始の原因となる事実のないことが明らかになったとき、更生計画認可決定後に更生計画が遂行される見込みがないことが明らかになったときがある。
- ⑤ プレパッケージ型手続とはスポンサー企業を予め選定することにより迅速な再生を可能とするものである。民事再生手続、会社更生法で用いられる。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① プレパッケージ型手続きとは、スポンサー企業との間で支援方法や金額などの詳細についてあらかじめ合意しておく倒産手続きであるが、主要債権者との合意は不要である。
- ② プレパッケージ型民事再生手続においては、債務者企業の経営陣は原則的に引き続き経営にあたる。会社財産の処分権も有することができるので、一層の早期再建が可能になる。
- ③ 近年、DIP型会社更生手続きが導入された。これは、従来の会社更生法の運用においては旧経営陣が管財人に選任されることはなかったが、当手続きは旧経営陣の一部を改めて管財人に選任するため、債務者にとって利便性の多い会社更生法を利用できるものとして注目を集めている。
- ④ プレパッケージ型手続きにより混乱を招くことなく事業を継続できるため、事業資産の劣化を食い止められる可能性は上がる。
- ⑤ 破産法による手続は、裁判所が選任した破産管財人が、裁判所の監督のもとで進める手続きであり、公平、公正な清算を行うことを目的としている。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① バブル崩壊等の経済情勢の影響を受けて着手されたわが国の倒産法制の抜本的見直し作業は、個別
手続ごとに立法化する手法がとられ、平成12年4月に民事再生法が和議法にかわる倒産法として
新たに施行されたほか、さらに同15年4月に改正会社更生法が、同17年1月に改正破産法が施
行された。
- ② 旧破産法では、破産債権の届出は、最後配当の除籍期間内に債権調査ができるように行えば足りた
が、改正破産法では一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出が制限されることとなった。
また届出破産債権については、新たに債権調査期日制度と債権調査期間制度とが設けられた。
- ③ 改正破産法において、配当手続についての最も大きな改正点は、最後配当の条項が置かれ、原則とし
て1回の配当によって、迅速に管財事務を終了させることが期待されることになったことである。
また最後配当に際しては、旧破産法の裁判所が除斥期間を指定する制度は廃止され、破産管財人のな
した配当公告の効力発生日、又は裁判所への配当通知の完了報告の日から2週間が除斥期間となっ
た。
- ④ 改正破産法において新たに導入された制度に担保権消滅許可制度がある。これは破産管財人が担保
権の目的物件を任意売却する場合に、裁判所の許可を得てその物件に設定されている担保権を消滅
させ任意売却代金の一部を破産財団に組入、破産債権者への配当原資とすることを可能とさせる制
度である。
- ⑤ 旧破産法では、破産宣告前の原因に基づいて生じた租税債権は財団債権とされ強い批判が加えられ
てきた。そこで、改正破産法は、破産手続開始前の原因による租税債権については、破産手続開始時
に納期限が到来前のもの又は納期限から1年を経過していないものみに財団債権の範囲を限定し
た。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業リストラクチャリングを行うM&Aの手法の一つとして事業譲渡がある。事業譲渡は会社の事業の全部または一部を他の会社に移転することである。事業譲渡は合併や会社分割などの画一的な組織的契約とは異なり、売買契約によるものであるため、事業譲渡対象となる資産や負債を自由に選択することができる。その反面、個々の資産・負債・権利義務などの移転について、個別の手続が必要となるため、煩雑になり、コストもかかることになる。
- ② 事業譲受会社の企業グループが100億円以上の国内売上高である場合で、かつ30億円を超える他の会社の事業譲受を行う場合、事業譲受会社は公正委員会へ事前届出を行わなければならない。ただし、事業譲渡会社と事業譲受会社が同一企業グループに属している場合は届け出る必要はない。
- ③ 会社分割では、会社法などの規定に従って手続を行えば、対象とする事業に関する権利義務を承継することが可能である。しかしながら、当該事業に関して分割会社が取得していた許認可を、会社分割に伴って承継会社が承継できるかどうかは、各許認可の根拠となる法令が、承継の可否などを個別に定めているため当然に承継できるわけではない。
- ④ 事業譲渡により、事業譲受会社は事業譲渡契約で定められた債務を引き継ぐが、負債を個別に移転するため、簿外債務を引き継ぐリスクは低い。一方、事業譲渡会社は、債務譲渡の行為そのものにより、当該債務の免責を受けられるわけではなく、債権者の個別の同意を得なければ免責されたことにはならない。
- ⑤ 私的整理における事業譲渡が詐害行為に該当する場合には、事業譲渡会社の債権者は、詐害行為取消権の行使によって、事業譲渡を取り消すことができる。しかし、会社更生手続による事業譲渡の場合は、事業譲渡の実施を含む計画案が債権者集会で可決され、裁判所が認可しているという点から、取り消されることはない。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社合併の形態は、新設合併と吸収合併の2種類がある。吸収合併とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいい、新設合併とは2以上の会社がする合併であって合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- ② 企業再建の局面で合併が使われる場合とは、スポンサー企業が再建対象企業を合併する場合や、再建対象企業グループ内でのグループ再編の手段として用いられるのが一般的である。
- ③ 会社合併を行う場合には、通常株主総会の特別決議及び債権者保護手続が必要になるが、会社更生法下の更生計画に従う合併の場合は、両方とも必要ない。
- ④ 2社間の会社合併の場合には、合併当事会社のうちどちらか一方の会社の国内売上高合計額が200億円超でかつもう一方の会社の国内売上高合計額が50億円超の場合は、いわゆる親子会社や兄弟会社でない限り、公正取引委員会にあらかじめ合併に関する計画を提出する必要がある。
- ⑤ 会社合併の場合には、合併前の権利義務関係は、そのすべてが当然に合併後の会社に承継される。そのため合併前の会社が有している許認可についてはなんら追加手続を行う必要もなく合併後の会社に引き継がれ、また合併前の会社の労働者の地位(労働契約上の権利義務関係)も、合併後の会社に当然に承継される。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業再生において行われるM&Aの一手法である会社分割は、会社の事業に関する権利義務の全部または一部を、他の会社に包括的に承継させることにより、1つの会社を2つ以上の会社に分割する手法である。会社分割のうち、承継する会社が、新しく設立する会社の場合を新設分割、既存の他の会社である場合を吸収分割という。前者は優良・成長事業の独立などに利用され、後者は重複事業の整理・統合などの目的で活用されることが多い。
- ② 会社分割は、事業譲渡と異なり、債権者や従業員などの個別の同意が必要なく、事業を承継する会社（承継会社）の株主総会決議の可決により実施することができ、分割契約等で決められた範囲の権利義務が、効力発生日に分割する会社（分割会社）から承継会社に移転する。そのため、会社分割を実施する際には、債権者保護手続や労働者保護手続が必要となる。
- ③ 会社分割において異議を述べることのできる債権者は、原則的には、会社分割により債務者が分割会社から承継会社に変更される債権者、および承継会社の債権者に限られ、分割会社の債権者は対象とされていない。
- ④ 会社分割の際の税務上の適格要件の基本的な考え方は、分割の対象とされた移転資産等に対する支配が継続しているという点である。移転資産等に対する支配が継続していれば適格分割、継続していなければ実質的な資産等の譲渡と同様にとらえられる。適格分割の場合は、帳簿価額による引き継ぎが行われたものとして、譲渡損益の計上は繰延べられ、課税関係は発生しない。一方、非適格分割に該当する場合、分割による資産等の移転は、原則として時価により譲渡したとされ、分割会社に移転資産等の譲渡損益が計上される。
- ⑤ 会社分割に伴う労働契約の継承については、労働者保護の観点から、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働契約継承法）」が制定されており、会社分割により承継される事業に主として従事する労働者については、承継会社に承継することが定められている。ただし、承継できる労働契約は、原則正社員のものに限られ、パート労働者や契約社員等のものは含まれない。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 株式譲渡制限のある株式会社において、承認なく譲渡制限株式を取得した者からの承認請求については、株式会社はその承認を拒否することができる。しかし、承認を拒否した場合には、その譲渡制限株式を承認なく譲渡した元の株主に、買戻しを指示しなければならない。
- ② 会社法における「自己株式の消却」において、株式会社は、消却する自己株式の種類および数を決定（取締役会設置会社では、当該決定は取締役会の決議事項）して、自己株式を消却することができる。なお、自己株式の消却を行うためには、当該株式を取得したうえで消却を行う必要がある。
- ③ 株主権の主なものには、経営参加権、利益配当請求権、残余財産分配請求権などがある。このうち、経営参加権は共益権、利益配当請求権と残余財産分配請求権は自益権に属する。共益権とは、会社の経営に参加出来る権利のことであり、間接的に株主の利益になる権利である。また、自益権とは、会社から直接経済的利益を受けることができる権利である。
- ④ 個別契約上の制限（チェンジ・オブ・コントロール）とは、企業の主要株主の異動や、経営陣の交替の際に、取引先とのライセンス契約や代理店契約等の重要契約が終了したり、長期債務の即時返済が発生したりするような仕組を当該契約に盛り込んでおくことである。
- ⑤ 株式は、譲渡契約を締結し、株券発行会社の場合は、譲渡人から株券の交付を受けることにより取得することができる。ただし、譲渡する株式が譲渡制限株式の場合には、株主総会の特別決議（取締役会設置会社においては取締役会）において、譲渡が承認されなければ、譲渡人の株式の取得は会社に対し対抗できない。

問題1 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 株式会社が新株予約権を発行するときは、1) 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 3) 当該新株予約権を行使することができる期間、などを新株予約権の内容として定めなければならない。
- ② 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権について、1) 募集新株予約権の内容及び数 2) 募集新株予約権を割り当てる日などの募集事項を定めなければならないが、この決定は取締役会の決議によらなければならない。
- ③ 株式会社は、募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対し、1) 株式会社の商号 2) 募集事項 3) 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所 4) その他法務省令で定める事項を通知しなければならない。
- ④ 株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数を、申込者が引き受けようとする募集新株予約権の数よりも減少することができる。
- ⑤ 株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、新株予約権の区分に応じその定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

問題12)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 株式交換とは、会社がその発行済株式の全部を他の会社を取得させ完全に親子関係となることを言い、株式交換により完全親会社、完全子会社となりうる会社の形態はともに株式会社に限られる。
- ② 株式交換に関する法律には、株式交換の手続の詳細を規定する会社法、投資家保護の観点から一定の場合について開示義務を定める金融商品取引法、主に公正且つ自由な競争を促進する観点から一定の取引分野の競争を実質的に妨げる株式の保有を規制する独占禁止法などがある。
- ③ 株式交換をするためには、当事会社において、当事会社の商号及び住所、完全子会社となる会社の株主に対して交付する対価・割り当てに関する事項等、一定の事項を定めた株式交換契約を締結する必要がある。
- ④ 株式交換の効力は、株式交換契約において株式交換の効力発生日と定められた日にその効力が生じるが、債権者異議手続が終了していない場合または株式交換を中止した場合には、株式交換の効力は生じない。
- ⑤ 株式交換に際して、当事会社は、株主に株式買取請求の機会を与えるため、株式交換の効力発生日の20日前までに、株式交換をする旨並びに相手会社の商号及び住所を通知又は広告し、株主は、株主総会に先立って、当該会社に対して、株式交換に反対する旨の通知をし、かつ、株主総会において株式交換に反対した場合には、株式交換の効力発生日の20日前からその前日までの間に株式買取請求権を行使することができる。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会計上の資産として計上されない特許権や商標権などの知的財産権は法務・財務デューデリジェンスにおける対象となるが、会計上の価値が認められないので、その有効性や有効期限の確認、譲渡(売却)の金額や可能性についても検討する必要はない。
- ② 法務デューデリジェンスの目的は、「対象企業あるいは事業自体が持つ法的側面からのリスクを調査すること」、「事業再生スキームに係わる法的側面からの障害事由の有無を把握すること」、「事業再生スキームの成立・実行のために必要な手続を確認すること」の3つの目的に集約されると考えられる。
- ③ 不動産デューデリジェンスは目的や期間、予算、物件のタイプ等の要因によって、調査項目や調査範囲が異なることから、デューデリジェンスの目的と評価価値が持つ意味を理解した上で、実務に取り掛からなくてはならない。そのためには、投資リスクの把握、リスク軽減とリスク回避手段の案構築、適正投資価格の把握、投資効率の向上を踏まえた調査を行う必要がある。
- ④ 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過言ではない。そのため、法務デューデリジェンスの調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- ⑤ 環境デューデリジェンスとは、環境影響、汚染状況を入念に調査し、適正に評価することである。例えば、汚染土壌の売買の場合、土壌の汚染状況を知らずに購入すれば、買主が多大な負債を被ることとなる。それを回避するためには、買主側が、購入しようとする土地の汚染状態を事前に調査し、適正な価値を評価する必要がある。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 中小企業の経営者による個人保証には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面があることが指摘されていた。
- ② このため平成25年12月、経営者保証に関する中小企業経営者及び金融機関による対応についての自主的かつ自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」公表された。同ガイドラインは、保証契約時の対応のほか、保証債務の整理の際の対応として、1) 経営者の経営責任の在り方、2) 保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方、3) 保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方、等について規定している。
- ③ 同ガイドラインの適用条件の一つに、「保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者である(また特別の事情がある場合又はこれに準じる場合を含む)」があるが、この特別の事情には、経営者の健康上の理由のため事業承継予定者が保証人となる場合は含まれない。
- ④ 同ガイドラインにおける対象債権者の対応として、対象債権者は、「1) 停止条件又は解除条件付保証契約、2) ABL、3) 金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ること」とされている。
- ⑤ 同ガイドラインにおける「適切な保証金額の設定」として、対象債権者は、「保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定すること」とされている。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 小規模個人再生では、手続の簡易化のため、管財人、監督委員、調査委員も選任することはできない。ただし、裁判所の補助を行う機関の必要性は存在するため、個人再生委員という機関が設けられている。個人再生委員は、裁判所が必要と考える場合にのみ選任され、その職務は、「再生債務者の財産および収入の調査」、「再生債権の評価に関する裁判所の補助」、「適正な再生計画案作成のための勧告」に限定される。
- ② 給与所得者等再生では、再生計画案に対する再生債権者の決議はなされないから、弁済計画による弁済がその収入に照らして法律の定める要件を満たすものであることが、客観的に確認できなければならない。また、再生計画の弁済期間は、原則3年間（最長5年間）である。
- ③ 個人債務者が持家を失うことなく、経済生活の再建を図ることができる手続として創設されたのが、「住宅資金貸付債権に関する特則」である。住宅資金貸付債権についての再生計画の条項、すなわち住宅資金特別条項の対象となる再生債権は、住宅の建設もしくは購入に必要な資金だけであり、住宅の改良に必要な資金の貸付にかかる債権は認められない。
- ④ 給与所得者等再生では、再生計画認可決定が確定した場合において、債権調査手続で確定した無担保再生債権に対する再生計画に基づく弁済総額が、再生計画認可決定時に破産が行われた場合の配当総額を下回り、または可処分所得による最低弁済額条件の要件を満たさないことが明らかになったときは、債権者の申立てにより、再生計画を取消することができる。
- ⑤ 住宅資金貸付債権に関する特則において、住宅ローン以外を目的とする担保権が、住宅に設定されている場合には、特別条項（期限の利益回復方式、弁済期間延長方式など）を定めることはできない。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社がある従業員に対して別の会社へ出向することを求める際、当該従業員が、会社が提示した出向先・出向条件等を含めてその出向に同意した場合、その同意を出向における「個別的同意」という。
- ② あらかじめ就業規則またはその一部である出向規程又は労働協約等で、会社が従業員に対して出向を命じることができること、出向を命じられた従業員は出向する義務があること、その他出向条件等が定められているときは、従業員はそれらの規則・規程を前提にして入社しているとみなし、これを出向における「包括的同意」という。
- ③ 出向の場合は、その命令に対し従業員の同意は必ずしも必要とはしないが、就業規則や労働協約に出向に関する規定を定めていない場合も原則的に同意は必要としない。
- ④ 転籍の場合、従業員が従前に勤務していた企業との労働契約は終了し、転籍先の企業に労働契約の全てが移転する。出向との大きな違いは、出向は出向元との労働契約関係が継続するが、転籍は転籍元との労働契約関係が完全に消滅することになる。従って、転籍した労働者の労働条件は、転籍先の会社が定めるものとなる。
- ⑤ 出向は、長期の出張と類似する点があるが、出張の場合、出張先にはその社員に対する業務の指揮命令権はなく、出張社員と出張先の間には雇用関係は発生しない。また、労働時間や休日などの労務管理上の規定は出向先の就業規則が適用されるが、定年・退職金制度などの労働契約上の地位に関する事項については、出向元の就業規則が適用される。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 整理解雇は経営者側の都合により行われ、また会社のほうが労働者よりも強い立場にある。判例上は、整理解雇の有効性には厳格な要件が必要であると取り扱われており、例えば、人員削減自体の必要性、会社側の解雇を回避するための努力の程度、解雇対象者の人選の妥当性、労働者に対する説明責任が要求されている。
- ② 整理解雇・人員削減自体の必要性とは、人員削減をしなければ会社が倒産に至ってしまうという「倒産回避説」、今のうちに人員削減をしておかないと近い将来会社が危機的状況に陥る可能性があるという「経営不振打開説」、そして危機的状況は予測されないが、生産性向上のための「生産性向上説」の3つの側面から説明される。
- ③ 整理解雇回避のための努力とは、他の措置を何も講じずにいきなり人員整理に会社が走っていないかどうかポイントになる。たとえば、希望退職・早期退職の募集や配置転換、賃金引き下げやワークシェアリングの実施実績などが考えられるが、会社として整理解雇は極力避けてきたが、最後のどうしてもやむを得ない手段であったかどうか判断基準となる。
- ④ 整理解雇対象者の人選の妥当性とは、たとえば従業者に対しての労働力としての評価や労働者への生活の影響の程度などが判断基準として考えられる。ところが、整理解雇を行うというのは会社が危機的状況であることが多いので、緊急の場合は基準を設けずに整理解雇を推し進めることも可能である。
- ⑤ 労働者に対する説明責任については、整理解雇の必要性とその内容（規模、時期、方法）について納得を得る説明をしなければならないことをいう。また、労働協約に整理解雇についての諸条件を明記されている場合は、当然に被使用者と労働組合と協議をするべきである。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 労働契約承継法は、会社分割制度の導入に伴い、分割をした会社の権利義務が分割によって承継する会社又は新規に設立する会社に包括的に承継されることとなることを踏まえて、労働者保護の観点から、労働契約の承継等についての特例を定めるために制定された。
- ② 労働契約承継法は、会社分割に伴う労働契約の承継について、会社法の特例として、労働者や労働組合等への通知や協議、異議申出の手続、効力等を定めている。したがって会社分割を行う場合は、労働契約承継法の規定に従わなければならないが、合併及び事業譲渡の場合には適用されない。
- ③ 労働契約承継法において労働者は、1) 会社分割により承継される事業に主として従事する労働者の労働契約について、分割契約等の記載により、承継会社等に承継されないこととなっている場合、2) 分割会社に雇用される労働者で、会社分割により承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者の労働契約について、分割契約等の記載により、承継会社等に承継されることとなっている場合、に承継会社等への労働契約承継に関して異議を申出ることができる。なお、この異議申出は分割会社に対し書面により行わなければならない。
- ④ 会社の分割は、分割される事業部門に従事する労働者のみならず、当該分割会社の全労働者に少なからず影響を与える。したがって、労働者保護の観点から、分割会社にその雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めることが義務付けられており、よって協議事項について必ず労働組合等の合意を得ること必要がある。
- ⑤ 労働組合等と協議しなければならない事項の例として、1) 会社分割をする背景及び理由、2) 効力発生日以降における分割会社及び承継会社等の債務の履行に関する事項、3) 会社分割に当たり、分割会社又は承継会社等と関係労働組合又は労働者との間に生じた労働関係上の問題を解決するための手続、などがあるがこれに限定されない。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 金融検査マニュアルにおける債権分類とは、自己査定において、個々の資産の状況に着目して、資金用途や担保・保証の状況に基づき、資産を回収可能性の度合いに応じて4つに区分するものである。正常債権は第Ⅰ分類、回収に注意を要する債権は第Ⅱ分類、回収に重大な懸念がある債権は第Ⅲ分類、回収不能債権は第Ⅳ分類とされている。
- ② 債務者をその返済能力に応じて破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先の5つに区分する債務者区分と債権分類は区別される。たとえば、債務者区分が破綻先に対する債権であっても、同一債権中に第Ⅰ分類から第Ⅳ分類までの異なる分類債権が混在することになる。
- ③ 預金・国債・保証協会の保証など、優良担保によって担保されている部分の債権は、回収可能性が高いため、債務者区分にかかわらず原則的に第Ⅰ分類の債権とされる。
- ④ 不動産担保等の一般担保によって担保されている処分可能見込額（概ね評価額の70%相当額）等については第Ⅱ分類、これを上回る額（概ね評価額の30%相当額）については、第Ⅲ分類の債権とされる。
- ⑤ 無担保部分の債権については、要注意先および破綻懸念先に対する債権は第Ⅲ分類で、破綻先に対する債権は第Ⅳ分類とされている。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 「RCC企業再生スキーム」の対象となる「私的再生」は、RCCが主要債権者である再生可能な債務者について、会社更生法や民事再生法などの法的再生手法によらず、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われるものであり、すべての私的再生を対象とするものである。
- ② 「RCC企業再生スキーム」にしたがって行われる私的再生は、債権者の立場にたって行われるものであるため、事業を清算した場合の回収額よりも当該事業を再生継続させた場合の回収額が債権者にとって上回ると見込まれる場合にのみ、すなわち債権者にとって経済合理性が認められる場合にのみ行われるものである。
- ③ 「RCC企業再生スキーム」における私的再生を行うには、当該債務者自身の再生への意欲、自助努力が前提であり、また、債権者に債務の猶予や減免を求めるものである以上、経営責任及び株主責任の明確化が求められることはいうまでもないことである。
- ④ 「RCC企業再生スキーム」における私的再生は、その性格上債権者と債務者が共有した情報については、相互に厳正な守秘義務を負うものであるが、同時に、私的再生の過程における公正性、客観性、更には、関係者間の透明性、衡平性を確保するために、「RCC企業再生スキーム」を定めている。
- ⑤ 債務者からRCCに再生計画の提出があった場合は、「RCC企業再生スキーム」に定める基準に合致する再生計画であるかどうかを検証し、必要に応じて債務者と調整する。更に、判断の客観性を担保するため、調整後の再生計画を「企業再生検討委員会」に付議し、同委員会の審議結果を踏まえて、所要の修正を行う。